

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針変更案 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
(新設)	<p>第14章 需要者スイッチング支援</p> <p><u>(スイッチング支援システム)</u></p> <p>第217条の2 <u>スイッチング支援システムの対象業務は、低圧需要者及び高圧需要者並びに低圧FIT電源（FIT電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務（以下「スイッチング支援対象業務」という。）とする。但し、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。</u></p> <p>一 <u>供給地点特定番号検索（高圧需要者は除く。）</u></p> <p>二 <u>供給地点設備情報照会（高圧需要者は除く。）</u></p> <p>三 <u>使用量情報照会（低圧のFIT電源は除く。）</u></p> <p>四 <u>託送等異動業務（高圧需要者の再点は除く。）</u></p> <p>五 <u>スイッチング廃止取次</u></p> <p>六 <u>業務処理状況照会</u></p> <p>七 <u>小売電気事業者情報照会</u></p> <p>2 <u>本章においては、特に記載のない限り、次の各号に掲げるとおり需要者を区分する。</u></p> <p>一 <u>低圧需要者 標準電圧が100ボルト又は200ボルトで受電する需要者をいう。</u></p> <p>二 <u>高圧需要者 標準電圧が6000ボルトで受電する需要者のうち、契約電力が500キロワット未満の需要者をいう。</u></p> <p>三 <u>特別高圧需要者 標準電圧が2万ボルト以上で受電する需要者</u></p>	
(新設)	<p><u>(一般送配電事業者による連携システムの開発)</u></p> <p>第217条の3 <u>一般送配電事業者は、スイッチング支援システムと連携し、スイッチング支援対象業務を実施するために必要となるシステムを開発し、運用しなければならない。</u></p>	
(新設)	<p><u>(システム利用規約の遵守等)</u></p> <p>第217条の4 <u>スイッチング支援システムを利用する小売電気事業者はシステム利用規約を遵守しなければならない。</u></p>	
(新設)	<p><u>(供給地点特定番号検索)</u></p> <p>第217条の5 <u>小売電気事業者は、小売電気事業に係る業務を行う上で必要がある場合は、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。</u></p>	

現 行	変 更 案	備 考
(新設)	<p><u>(供給地点設備情報照会)</u></p> <p><u>第217条の6 小売電気事業者は、小売電気事業に係る業務を行う上で必要がある場合は、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧FIT電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</u></p>	
(新設)	<p><u>(使用量情報照会)</u></p> <p><u>第217条の7 小売電気事業者は、小売電気事業に係る業務を行う上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</u></p> <p><u>2 小売電気事業者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会にあたって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。</u></p> <p><u>3 一般送配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。</u></p>	
(新設)	<p><u>(託送等異動業務)</u></p> <p><u>第217条の8 託送等異動業務の具体的内容は次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>一 託送供給契約の切替え</u></p> <p><u>二 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用又は発電の開始(以下「再点」という。)</u></p> <p><u>三 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用又は発電の停止(以下「廃止」という。)</u></p> <p><u>四 契約電流の変更(以下「アンペア変更」という。)</u></p> <p><u>五 需要者及び発電者の情報の変更</u></p>	
(新設)	<p><u>(託送供給契約の切替え)</u></p> <p><u>第217条の9 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者(以下「現小売電気事業者」という。)から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約(以下「小売供給契約」という。)を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み(以下「スイッチング開始申込み」という。)を行う(以下、スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。)</u></p> <p><u>2 現小売電気事業者は、需要者が新小売電気事業者と小売供給契約を締結した場合において、当該需要者との間で小売供給契約を解約する旨を合意したときは、スイッチング支援システムを通じて、当該合意が成立した後速やかに、託送供給契約の切替えに応じる旨の申込み(以下「スイッチング廃止申</u></p>	

現 行	変 更 案	備 考
	<p><u>込み」という。)を行う。</u></p> <p><u>3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日（以下「マッチング日」という。）以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日（以下「スイッチング希望日」という。）において、託送供給契約の切替えを行う。但し、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。</u></p> <p><u>一 スマートメータの取替えが未了の場合 マッチング日から起算して8営業日に2暦日を加えた日</u></p> <p><u>二 スマートメータに取替えが完了している場合 マッチング日から起算して1営業日に2暦日を加えた日</u></p>	
(新設)	<p><u>(再点の申込み)</u></p> <p><u>第217条の10 小売電気事業者は、需要者との間で、小売供給契約を締結した場合において、供給地点において現に小売供給が行われていないときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに小売供給を開始する日（以下「再点日」という。）から託送供給を行うよう申込み（以下「再点申込み」という。）を行う。</u></p> <p><u>2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場合は、需要者からの申出に基づき、需要者の電気の使用開始日を再点日とできる。但し、需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して31日を超えて遡る場合は、小売電気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。</u></p> <p><u>3 前項但書に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに関し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。</u></p>	
(新設)	<p><u>(廃止申込み)</u></p> <p><u>第217条の11 小売電気事業者は、需要者との間の小売供給契約を解約する旨を合意した場合（需要者が新小売電気事業者と小売供給契約を締結した場合を除く。）には、スイッチング支援システムを通じて、当該合意が成立した後速やかに、小売供給を停止する日（以下「廃止日」という。）から託送供給を停止するよう申込み（以下「廃止申込み」という。）を行う。</u></p>	
(新設)	<p><u>(アンペア変更)</u></p> <p><u>第217条の12 小売電気事業者は、需要者からアンペア変更の申出を受けた場合は、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに需要者からアンペア変更の申出があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 一般送配電事業者は、前項の通知を受けた場合には、アンペア変更を実施する。この場合、一般送配電事業者は、その結果を設備情報に反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</u></p>	

現 行	変 更 案	備 考
(新設)	<p><u>(需要者情報変更)</u></p> <p><u>第217条の13 小売電気事業者は、需要者の情報に変更が生じた場合は、一般送配電事業者に対し、スイッチング支援システムを通じ、速やかに需要者の情報に変更があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 一般送配電事業者は、小売電気事業者から受けた需要者の情報の変更を反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</u></p>	
(新設)	<p><u>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</u></p> <p><u>第217条の14 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合（以下「アンマッチ」という。）は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。</u></p> <p><u>一 契約中の供給地点に再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申込みがなされない場合</u></p> <p><u>二 再点日と廃止日が同一かつ再点希望時間が先行している場合</u></p> <p><u>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合は、一般送配電事業者と協議に応じ、アンマッチの解消に協力する。</u></p>	
(新設)	<p><u>(スイッチング廃止取次)</u></p> <p><u>第217条の15 新小売電気事業者は、需要者の委任を受けたときには、スイッチング支援システムを通じて、現小売電気事業者に対して、当該需要者と現小売電気事業者との間の小売供給契約（以下「現小売供給契約」という。）の解約の取次（以下「スイッチング廃止取次」という。）を行うことができる。</u></p> <p><u>2 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次にあたって、現小売電気事業者に対し、次の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。</u></p> <p><u>一 現小売供給契約にかかる契約番号</u></p> <p><u>二 現小売供給契約にかかる契約名義</u></p> <p><u>三 需要者の住所</u></p> <p><u>3 現小売電気事業者は、平日の営業時間内においては、スイッチング支援システムを利用して、1時間に1回以上、新小売電気事業者からの廃止取次の申込みの有無を確認しなければならない。但し、システムトラブルその他やむを得ない事情のある場合についてはこの限りではない。</u></p> <p><u>4 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた第2項各号に掲げる情報の内容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、速やかにスイッチング廃止取次を可とする旨を回答しなければならない。但し、新小売電気事業者のスイッチング廃止取次の申込みが需要者本人の意思に基づかないと窺われる特別の事情がある場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>5 現小売電気事業者は、スイッチング廃止取次を承諾しない旨を回答した場合は、新小売電気事業者からの申出に応じ、その承諾しない理由について説明しなければならない。</u></p>	

現 行	変 更 案	備 考
	<p><u>6 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次に際し、取得した情報は、廃止取次の申込日から、少なくとも3か月間、次の各号に掲げる申込方法に応じ、次の各号に定める方法により適切に保管する。</u></p> <p><u>一 書面による申込み 申込書類を紙又は電子データ</u></p> <p><u>二 電話による申込み 音声データ又は受付票を紙又は電子データ</u></p> <p><u>三 インターネットによる申込み Web申込フォーム等のシステム入力データ</u></p>	
(新設)	<p><u>(スイッチング廃止取次の委任を受けるときの説明義務)</u></p> <p><u>第217条の16 新小売電気事業者は、需要者からスイッチング廃止取次の委任を受けようとする場合には、需要者に対して、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。</u></p> <p><u>一 新小売電気事業者が需要者の委任を受けた場合には、需要者に代わって、現小売電気事業者に対しスイッチング廃止取次を行うこと</u></p> <p><u>二 新小売電気事業者の廃止取次に対して、現小売電気事業者が廃止取次を可とした場合、現小売供給契約が解約されること</u></p> <p><u>三 現小売供給契約を解約した場合、違約金等の不利益が発生する可能性があること</u></p> <p><u>四 需要者の都合によりスイッチングを取り止めることとなった場合、需要者はスイッチング希望日より前に、新小売電気事業者に対しその旨を申し出る必要があること。</u></p>	
(新設)	<p><u>(業務処理状況の照会)</u></p> <p><u>第217条の17 小売電気事業者は、当該小売電気事業者がスイッチング支援システムを通じて行った託送異動業務等について、同システムを通じて、その処理状況を照会することができる。</u></p>	
(新設)	<p><u>(小売電気事業者の情報の照会)</u></p> <p><u>第217条の18 小売電気事業者は、本機関に登録されている小売電気事業者の事業者コード、小売電気事業者名、連絡先等を照会することができる。</u></p>	
(新設)	<p><u>(スイッチング支援システムの利用)</u></p> <p><u>第217条の19 小売電気事業者は、スイッチング支援システムが利用可能な場合においては、同システムを利用して、スイッチング支援対象業務を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 一般送配電事業者は、前項に掲げる場合において、小売電気事業者がスイッチング支援システムを利用しないときは、スイッチング支援対象業務の申込み等に応じることを要しない。</u></p>	

現 行	変 更 案	備 考
(新設)	<p><u>(目的外利用の禁止)</u> <u>第217条の20 小売電気事業者は、スイッチング支援システムを通じて取得した情報について、当該情報を取得した目的以外の用途で利用してはならない。</u></p>	
(新設)	<p><u>(低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</u> <u>第217条の21 低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。但し、第217条の10の第2項及び第3項並びに第217条の12は適用しない。</u></p>	
(新設)	<p><u>(適用範囲)</u> <u>第217条の22 本章の規定は、小売電気事業者及び一般送配電事業者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。</u></p>	
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>(高圧需要者を対象としたスイッチング支援システム利用の経過措置)</u> <u>第7条 小売電気事業者は、高圧需要者を対象としたスイッチング支援対象業務について、電気事業法の一部を改正する法律（平成二十六年六月十八日法律第七十二号）が施行される日から起算して6か月の間、送配電等業務指針第217条の19の規定に依らず、一般送配電事業者の定める申込方法によりスイッチング支援対象業務を行うことができる。</u> <u>2 一般送配電事業者は、前項に掲げる期間においては、送配電等業務指針第217条の19第2項の規定に依らず、小売電気事業者からの申込みに応じることを要する。</u></p>	